

社会福祉法人南相馬福社会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する法人となるため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間

2 内 容

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 2019年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2019年 4月～ 就業規則等整備
- 2019年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職会議内において検討
- 2019年 7月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2019年10月～ 職員周知、未取得者への声かけを行い平均年間5日以上の取得を目指す

目標2 地域において子どもの健全な育成のための活動等を行う団体への参加協力し、子ども・子育てに関する地域貢献活動としてこども食堂を実施する。

<対策>

- 2019年 4月～ 市内の社会福祉法人連絡会への参加
- 2019年 7月～ 先駆的な取組についての情報収集、研修会等の実施
- 2019年10月～ 会の中で受け入れ体制について検討開始
- 2019年12月～ 役割分担、財源確保について協議開始
- 2020年 4月～ 関係行政機関、学校との連携
- 2020年10月～ こども食堂の実施